

○ 「電子処方せんの運用ガイドライン」の改正事項

(下線部が改正箇所)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">電子処方せんの運用ガイドライン</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 3 月 31 日 一部改正 平成 30 年 7 月 30 日 厚生労働省</p>	<p style="text-align: center;">電子処方せんの運用ガイドライン</p> <p style="text-align: right;">平成 28 年 3 月 31 日 厚生労働省</p>
<p>(1) 電子処方せんに対応した薬局の場合</p> <p>医療機関、電子処方せんに対応した薬局における手続きは、以下のとおりとする。「電子処方せん引換証」「処方せん ID」「確認番号」の様式等は、(3) のとおりとする。</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>(※) 電子処方せんの記載のフォーマットは、以下を踏まえたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品マスター（社会保険診療報酬支払基金：医薬品マスター） ・用法マスター（厚生労働省標準規格 HS027 処方・注射オーダ標準用法規格（日本医療情報学会）） ・電子処方箋標準フォーマット（別添「電子処方箋 CDA 記述仕様 第 1 版」（平成 30 年 7 月）） 	<p>(1) 電子処方せんに対応した薬局の場合</p> <p>医療機関、電子処方せんに対応した薬局における手続きは、以下のとおりとする。「電子処方せん引換証」「処方せん ID」「確認番号」の様式等は、(3) のとおりとする。</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>(※) 電子処方せんの記載のフォーマットは、以下を踏まえたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品マスター（社会保険診療報酬支払基金：医薬品マスター） ・用法マスター（日本医療情報学会：処方オーダーリングシステム用標準用法マスター） ・電子処方箋標準フォーマット（平成 26 年度厚生労働科学研究 電子化した処方箋の標準化様式の整備と運用に関する研究：電子的処方指示・調剤実施情報提供書 CDA 記述仕様）